

佐賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年 3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第 8 号

佐賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例
佐賀県行政財産使用料条例（昭和39年佐賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表					別表				
区分		単位		使用料	区分		単位		使用料
種類	名称・構造等	面積等	期間		種類	名称・構造等	面積等	期間	
土地	運動場及びこれに類するもの	1面	4時間	300円から <u>1,050円</u> までの間で知事が別に定める額	土地	運動場及びこれに類するもの	1面	4時間	300円から <u>1,080円</u> までの間で知事が別に定める額
	庭球場、排球場及びこれらに類するもの	〃	〃	100円から <u>310円</u> までの間で知事が別に定める額		庭球場、排球場及びこれらに類するもの	〃	〃	100円から <u>320円</u> までの間で知事が別に定める額
	略					略			
その他		1平方メートル	1月	土地の時価に1,000分の3を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものにあつては、その額 <u>に1.05</u> を乗じて得た額）。た	その他		1平方メートル	1月	土地の時価に1,000分の3を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものにあつては、その額 <u>に1.08</u> を乗じて得た額）。た

改正前					改正後				
				だし、広告物を掲出する場合にあっては、当該額に広告料を勘案して知事が別に定める額を加えた額					だし、広告物を掲出する場合にあっては、当該額に広告料を勘案して知事が別に定める額を加えた額
建物	講堂、体育館及びこれらに類するもの	1室	4時間	500円から1,560円までの間で知事が別に定める額	建物	講堂、体育館及びこれらに類するもの	1室	4時間	500円から1,620円までの間で知事が別に定める額
	柔道場、剣道場及びこれらに類するもの	〃	〃	200円から620円までの間で知事が別に定める額		柔道場、剣道場及びこれらに類するもの	〃	〃	200円から640円までの間で知事が別に定める額
略					略				
	その他	1平方メートル	1月	建物の時価に1,000分の5を乗じて得た額とその敷地の時価に1,000分の3を乗じて得た額との合計額（建物の使用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものにあっては、その額に1.05を乗じて得た額）。ただし、広告物を掲出する場合にあっては、		その他	1平方メートル	1月	建物の時価に1,000分の5を乗じて得た額とその敷地の時価に1,000分の3を乗じて得た額との合計額（建物の使用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものにあっては、その額に1.08を乗じて得た額）。ただし、広告物を掲出する場合にあっては、

改正前					改正後				
				当該合計額に広告料を 勘案して知事が別に定 める額を加えた額					当該合計額に広告料を 勘案して知事が別に定 める額を加えた額
略					略				
(注) 略					(注) 略				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可をする行政財産の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした行政財産の使用に係る使用料については、なお従前の例による。